

公園緑地・街路樹等管理業務委託 仕様書

平成31年 4月

岡山市

第1章 総則

第1条（適用範囲）

- 1 本仕様書は、岡山市公園緑地課及び各区維持管理課、各支所産業建設課が施行する公園緑地・街路樹等の管理業務委託に適用する。
- 2 業務委託はそれぞれの種別に応じ、本仕様書に定める仕様に従い履行する。
- 3 本仕様書に定めのない事項については、「岡山市土木工事共通仕様書」による。
- 4 仕様について、本仕様書と特記仕様書の記載が異なるときには、特記仕様書を適用する。

第2条（官公庁等への手続き等）

- 1 受託者は、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2 受託者は、業務の履行にあたり、必要な関係官公庁及びその他の関係機関への届出などを、遅滞なく実施しなければならない。
- 3 受託者は、届出などの実施にあたっては、委託者に報告しなければならない。

第3条（関係法規の遵守）

受託者は、業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規定を守り、作業の円滑な進捗を図る。

第4条（軽微な変更）

受託者は、現場の状況などにより、作業位置、方法に関してやむを得ず行う軽微な変更については、委託者と協議により施工する。

第5条（疑義の解決）

受託者は、契約に定める事項について疑義を生じた場合には、委託者と協議する。

第6条（地元住民への対応）

- 1 受託者は、業務の履行に先立って、監督員と調整の上、地元住民に業務の内容を説明し、理解と協力を求め、業務の円滑な進捗を図る。
- 2 受託者は、業務に関し、地元住民から要望などがあつたとき、又は交渉を要するときには、速やかに監督員に連絡し、誠意をもって解決を図るとともにその経緯について、遅滞なく委託者に報告する。

第7条（業務看板の設置）

- 1 受託者は、業務内容を示す看板、その他作業現場に必要な注意板、制札板などを、通行者などが容易に視認でき、かつ交通等の妨害とならない位置に設置し、転倒防止などの措置を行う。

2 業務看板には、原則として次の項目を明記する。

- (1) 委託内容
- (2) 履行期限
- (3) 委託名
- (4) 委託発注部署及び連絡先
- (5) 受託者及び連絡先
- (6) 現場責任者

第8条（後片付け）

受託者は、業務委託の作業終了後、速やかに現場の後片付けをし、入念な清掃を行う。

第9条（提出書類）

受託者は、下記の書類を作成し、監督員に提出する。

- | | |
|----------------------------------|--------|
| (1) 資格者証三種（写） | 契約時 |
| (2) 計画工程表 | 作業着手前 |
| (3) 実施工程表 | 作業完了後 |
| (4) 月報（作業報告、作業予定） | 毎月初め |
| (5) 記録写真 | 工期末 |
| (6) 本数管理表 | |
| (7) 出来高数量表 | 工期末 |
| (8) 出来高数量内訳及び数量根拠資料
（面積計算書など） | 工期末 |
| (9) 材料伝票 | 工期末 |
| (10) 処分伝票及び集計表 | 工期末 |
| (11) 薬剤散布実施報告書 | 工期末 |
| (12) 処分伝票及び集計表 | 工期末 |
| (13) 交通誘導員伝票及び日誌 | 工期末 |
| (14) 高所作業車利用伝票または日報 | 工期末 |
| (15) 各種申請書及び許可証 | 工期末 |
| (16) 業務日誌 | 工期末、随時 |
| (17) 委託契約書（写） | 工期末 |
| (18) 打ち合わせ簿 | 随時 |
| (19) その他監督員が必要と認めるもの | 随時 |

第10条（現場の工程管理）

- 1 受託者は、工程表に基づき適正な進捗管理に努める。

- 2 各作業は天候、生育状態などを考慮し、最大の効果が期待できるよう、監督員と調整し進める。
- 3 受託者は、毎月初めに業務の月報（作業報告、作業予定）を監督員に提出する。ただし、作業内容により監督員が必要ないと認めたときは、省略することができる。
- 4 受託者は、業務の各作業が完了したときには、速やかに監督員に報告し、監督員の確認を受ける。

第11条（作業用の機械器具）

- 1 作業用の機械器具などは、各作業に適するものを使用する。特に機械器具類の目的外使用は絶対に行わない。
- 2 病害枝の剪除作業等において、樹木の病原菌に冒された部位に使用した器具は、新たな枝葉の剪定作業等に使用することは不可とする。ただし、使用後直ちに付着物を拭き取り、アルコール等を湿した布等で殺菌を行い、乾かしてから使用する等の措置を講じた器具については使用可とする。

第12条（材料）

設計図書で指定した材料は、監督員の確認を受けたものを使用する。

第13条（業務中の安全管理）

- 1 受託者は、作業にあたって地元住民、通行者などに危険がないよう、十分な安全対策を講じる。
- 2 受託者は、交通の安全等について、関係官公庁と協議するとともに、自動車交通及び歩行者交通に危険が及ばないように、十分な安全対策を講じる。
- 3 受託者は、豪雨、強風、積雪などの荒天時に際しては、天気予報などの情報を把握し、常にこれに対処できるように準備をしておく。
- 4 受託者は、定期的な巡視を行い、管理に支障のないように努める。
- 5 巡視時に樹木等の枯損・欠損及び腐朽・空洞を発見した場合は、速やかに監督員に報告のうえ、監督員の指示に従い、適切な処理を行う。
- 6 受託者は、ガソリン、電気、農薬などの危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて、関係法令の定めるところに従い、安全対策を講じる。
- 7 架空線（高圧線・通信線等）の影響により、作業の安全性が確保できない場合、電力会社・通信会社等との立ち会いについて、監督員に申し出て、協議する。
- 8 作業機械や道具類、剪定枝葉や刈草、土砂、ごみ類は、交通及び保安上の障害とならないよう、作業の都度、整理し速やかに搬出する。また、作業中においても、風や通行車両の風圧等、不測の事態であっても道路や近隣に散乱しないように注意し措置を講じておく。
- 9 作業に従事する者は、作業に支障のない服装で、必要に応じてヘルメット、安全

靴、安全帯、保護眼鏡、手袋など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じる。

- 10 受託者は、事故などが発生した場合には、まず被害者の救助に当たるとともに、二次災害を防止するために必要な措置を講じ、監督員及び関係機関に直ちに連絡する。また、事故の原因、経過及び被害の内容などについて、遅滞なく事故報告書を提出する。
- 11 受託者は、「造園安全衛生管理の手引き」（社団法人日本造園建設業協会）、「造園工事業の安全作業手順」（建設業労働災害防止協会）等の周知徹底を図る。

第14条（原状復旧）

受託者は、作業にあたり、道路並びに道路附属物及び占用物件等の周辺施設、樹木などを損傷させないように注意する。万一、損傷した場合は、直ちに監督員及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を行う。また、受託者の負担において原状に復旧し、報告する。

第15条（発生材の処分）

受託者は、現場での発生材を現場に存置することなく、作業の都度搬出し、適正に処分する。

第16条（発生材の搬送）

受託者は、剪定枝や刈草等の運搬に当たっては、落下並びに飛散の防止及び過積載の禁止を厳守するとともに関係法令の定めに従う。

第17条（記録写真）

- 1 記録写真は、以下に示す項目について撮影する。
 - （1）作業の内容が確認できる全体写真、及び部分写真
 - （2）作業ごとに作業前、作業中、作業後について同一の場所から撮影したもの
 - （3）現場の看板や保安施設等の設置状況等の安全管理に関わるもの
 - （4）交通誘導員を配置した場合、その作業状況、配置状況が分かるもの
 - （5）高所作業車を使用した場合、その作業状況、機種が分かるもの
- 2 撮影に際しては、以下に示す項目を明記した黒板を用いる。
 - （1）業務委託名
 - （2）撮影場所
 - （3）作業名
 - （4）撮影日
 - （5）受託者名
- 3 写真は、工程表に従い作業種別、作業段階ごとに整理し、9月末および工期末の業務完了時に監督員に1部提出する。

- 4 撮影場所、撮影頻度、写真の提出方法などは、監督員の確認を得ること。

第18条（委託の検査）

- 1 受託者は、**委託契約書**に基づく検査を受けなければならない。
- 2 受託者は、検査にあたり**第9条に定める書類**のうち、業務の内容に応じて監督員の指示により作成し、業務完了時に1部を提出する。
- 3 受託者は、検査に必要な図書などについて、監督員又は検査員の指示に従わなければならない。

第2章 除草・草刈等

第19条（目的）

除草・草刈等は、以下を目的とする。

- （１）植栽地の美化及び都市美観の維持
- （２）樹木などの生育阻害の防止
- （３）病虫害発生の予防。
- （４）火災等の防止
- （５）見通しの確保や車両の雑草巻き込み等の事故発生の防止

第20条（人力抜根除草）

- 1 除草フォークなどを用いて根ごと取り除く。
- 2 既存植物を傷めないように注意する。
- 3 抜根除草跡はきれいに整地、清掃する
- 4 樹木や施設などにかからんでいるつる性雑草も、取り残しのないよう除去する。

第21条（人力草刈）

- 1 刈込器具は鎌などを用いる。
- 2 刈りむらのないよう均一に刈り込む。
- 3 刈り残しがないように注意する。
- 4 樹木や施設などにかからんでいるつる性雑草も除去する。
- 5 刈り跡はきれいに清掃する。
- 6 樹木、株物、柵などを損傷しないように注意する。

第22条（機械草刈(肩掛式・ロータリー式)）

- 1 作業前に小石などを除去し、周囲に飛散しないようにする。
- 2 刈りむらのないよう均一に刈り込む。
- 3 機械刈りのできない場所については、手刈りとし、刈り残しのないように仕上げる。
- 4 刈り跡はきれいに整地清掃する。
- 5 樹木、株物、柵などを損傷しないように注意する。
- 6 樹木や施設などにかからんでいるつる性雑草も除去する。
- 7 カッターによる小石などの跳ね飛ばしや刈草の吹き出し方向に注意する。
- 8 のり面の草刈は、表土の流出を防ぐために、地面を露出させないように刈り高に注意するものとする。

第3章 剪定・刈り込み

第23条（目的）

樹木の剪定・刈り込みは、以下を目的とする。

- （１）美しい都市景観の維持
- （２）樹冠内の日照や通風を確保し、樹木の健全育成を促す
- （３）病虫害の予防
- （４）交通や道路施設の障害となる部分、強風等により枝折れする恐れのある部分などを排除し、未然に事故を防止する
- （５）民有地への枝葉の越境を防止するなど、限られた生育空間内に樹冠が収まるよう形状を調整し、美しく整える

第24条（剪定・刈り込みの基本的考え方）

- １ 剪定は、樹木のもつ自然樹形を基本とし、樹木固有の美しさを保つように行う。
- ２ 刈り込みは、整形を基本とし、人工的な美しさを保つように行う。
- ３ 地域の生態系、樹木の生育状況、景観、都市機能、交通安全、周囲の環境に配慮する。
- ４ 同一路線、同一区間の樹冠は、同高、同形になるよう努める。
- ５ 樹種の特性を理解の上、種々の制約条件に応じて最も適切な方法と時期により監督員と協議して行う。
- ６ 花木の場合は、花芽分化時期に留意する。
- ７ 樹高が高くなり、枝が横に大きく広がる樹種は、維持する樹木の大きさや形状に配慮する。
- ８ 樹木が次の状況またはそれに近い状況にある場合は、監督員と協議の上、前項までの事項にかかわらず、**第29条**に示す通り剪定・刈り込みを行う。
 - （１）枝、葉等が、道路構造令で定める建築限界を侵しているとき。
 - （２）枝、葉等が、道路を走行する車両等の視界の障害となり、信号機若しくは道路標識又は歩行者の確認が著しく困難であるとき。
 - （３）道路照明灯の光を、枝、葉等が著しく阻害しているとき。
 - （４）枝、葉等が道路の区域を越えて民有地に進入しているとき。
- ９ 樹木等の不要なしゅろ縄、支柱等、また、不用意に取り付けられた鉄線等は、作業に当たり除去する。
- 10 樹木に材質腐朽菌によるキノコの発生、不自然な揺らぎ、傾斜等の異常を発見した場合は、監督員に速やかに報告する。

第25条（基本剪定）

目標とする樹形維持・形成のために、枝の骨格・配置を作ることを目的とした骨格枝剪定に適用する。

主に、枝降ろし、枝抜き剪定、切返し剪定によって、将来の枝の生長を予測した枝の数や長さ、配置を決め、不要枝を除去すると共に、整姿剪定を行って樹冠を整える。

剪定時期により、冬期剪定、常緑樹剪定、花木剪定、随時剪定等に分ける。

第26条（整姿剪定）

混みすぎによる枯損枝の発生防止や風害の予防などを目的とするもので、樹形・樹冠を整える程度の軽剪定に適用する。

原則として当年から前年の間に基本剪定を行った樹木を対象とし、主に枝抜き剪定と切返し剪定により、繁茂して混みすぎた枝数の整理（減少）を行い、切詰め剪定により樹冠の乱れを整える。同時に危険枝や支障枝、病虫害枝、ヤゴ、胴吹き枝等の不要枝の除去も行う。

第27条（剪定の方法）（図1、2）

- 1 剪定の方法には、切詰め、切返し、枝抜き、枝降ろしなどがあるが、樹木の性状や生育状況に応じた方法を選択し、将来の枝葉の生育方向を見込んで行う。
- 2 枝の切除は枝の分岐部または芽の直上で行う。また、枝の付け根の枝組織と幹組織が混じり合っているカラーと呼ばれる部分を傷つけないよう、バークリッジを残してカラーにできる限り近く正しい位置と角度により剪定する。
- 3 良く切れる鋏や鋸等を使用し、切断面は滑らかに仕上げる。
- 4 枝の途中、または極端に細い枝を残して太枝を切るような、いわゆる「ぶつ切り」は行わない。
- 5 太枝を切除する場合は、枝の自重で切り口の付け根から裂けことを防ぐために、切断予定箇所の数十センチ上の部分をあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くした上で切り返しを行う「二段切り」を行う。
- 6 太い枝（概ね直径15cm以上）を剪定した場合は、必要に応じて切り口に殺菌・癒合促進剤を塗布する。

第28条（剪定すべき枝）（図3）

次のような枝は、剪定の対象とする。

- （1）枯れ枝や折れて落下する恐れのある枝、建築限界を侵して人や車に接触する恐れのある低い枝（危険枝）
- （2）架線に近接している枝や、信号機、道路標識、照明灯等を隠す枝、民有地へ越境する枝、車両や歩行者の通行や視界を妨げる枝（支障枝）
- （3）病虫害に侵され、治療や駆除が出来ない枝（病虫害枝）
- （4）樹冠、樹形の維持や、樹冠内の通風や採光の支障となっており生育上不必要な枝（逆さ枝、からみ枝、平行枝、車枝、胴吹き枝、徒長枝、立枝、ふところ

枝、ヤゴ などの不要枝)

第29条（制約条件がある場合の剪定）

- 1 樹木の枝葉が、民地境界から原則として1.0 m以上離れるように剪定する。
- 2 樹木の枝葉が、原則として架空電線（低圧防護具に収めた絶縁電線は除く。）又は架空電話線（引き込み線を含む。）から1.0 m、高圧の架空電線又は変圧器から1.5 m以上（垂直方向の場合は2.0 m以上）離れるように剪定する。
- 3 樹木の下枝高は、道路構造令に基づく建築限界を侵さない高さ（車道側4.5 m、歩道側2.5 m）を確保するものとする。ただし、植栽後間もない樹高の低い樹木については、監督員と調整のうえ当面の下枝高を定めて剪定する。

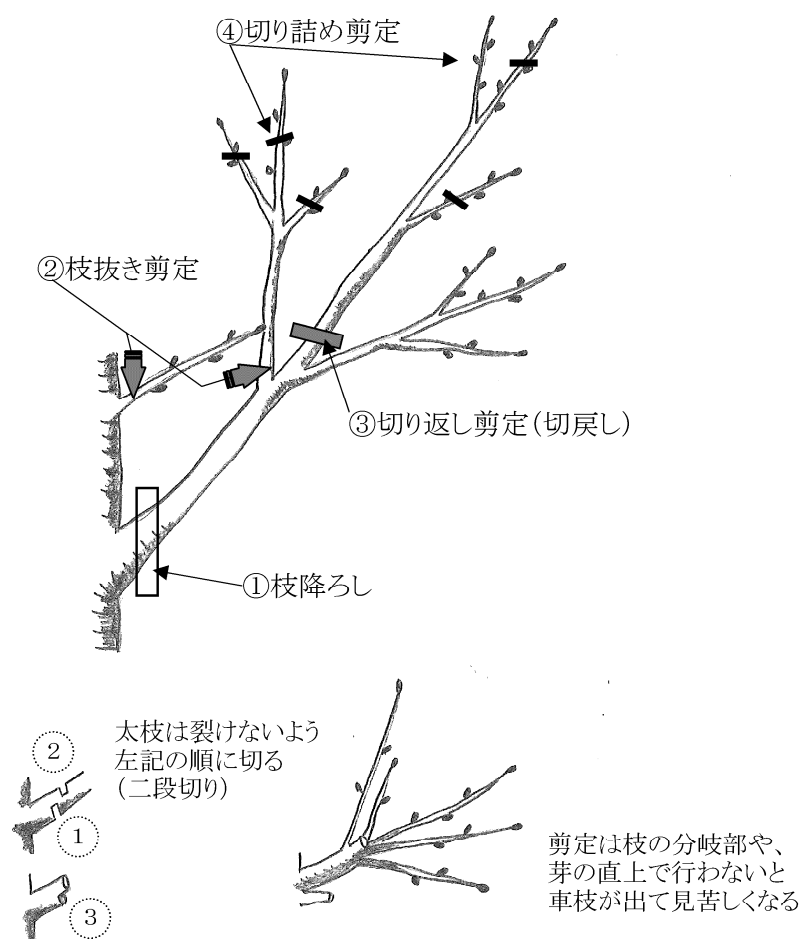
第30条（刈り込み）

刈込鋏や刈込機を用いて樹冠などを刈り込み、樹形を整えるとともに、混み過ぎた枝や枯れ枝を除去し、通風、採光を確保するように行う。

第31条（刈り込みの方法）

- 1 樹形全体に凹凸のないように、一定の形又は一定の高さに刈り込む。
- 2 花木の刈り込みにあたっては、花芽分化時期に留意する。
- 3 ベンチなどの背後や歩道に沿って植栽されている中低木の刈り込み、剪定作業に際しては、尖った切断面が生じないように、鋏で切り戻すなどの適切な措置をとる。
- 4 刈込機で刈り込んだ後、裂けたりつぶれたりした枝の切り口や、枝葉の表面に出た太枝などは、鋏で切り戻す。
- 5 枯損枝は、切除する。
- 6 刈り込みの出来高の面積は、投影面積とする。
- 7 連続植樹帯（低木）の仕上がり高さは60 cmを標準とするが、視認性を確保するために刈り高を低く抑える必要のある植え込みや、遮光の目的で植栽されている生垣等については、監督員と相談し仕上がり高さを決める。
- 8 歩道植樹帯や中央分離帯の中低木は、原則として枝葉を縁石の内側に収めるよう仕上げる。特に車道部への枝葉のはみ出しを防止するよう留意する。

図1 剪定の方法（一般的に①から④の順で行う）



- ① 枝降ろし：主幹から出る太枝（主枝）を幹との付け根（分岐部）から切除するもので、骨格づくりや下枝上げなどに用いる。切除する位置や角度、順序に特に注意を要する。
- ② 枝抜き剪定：主に不要枝を取り除く最も基本的な剪定方法で、骨格となる保全すべき枝を選択し、その他の不要枝を枝の付け根（分岐部）から切除する。
- ③ 切り返し剪定（切戻し）：長くなった主枝あるいは副主枝（一般的には前々年以前に伸長した古い枝）を枝の途中（分岐部）で切除する剪定方法で、樹冠の大きさを大幅に縮小する場合や、主枝、副主枝を別の枝と交代させる場合などに用いる。縮小しようとする長い枝（太枝）の途中から分岐した短い枝（細枝）を残し、分岐部（付け根）から長い方の枝を切除する。
- ④ 切詰め剪定：新生枝（一般的には前年に伸長した新しい枝）を枝の途中（芽の上）で切除して樹冠の大きさを調整する場合や、切断部から萌芽する新たな枝によって枝振り（枝の配置）を再構成する場合に用いる。自然樹形仕立ての場合は原則として行わない。伸ばそうとする外向きの定芽の直上部を斜めに切断する。なお、刈り込みについても切詰め剪定の一種である。

図2 太枝の剪定

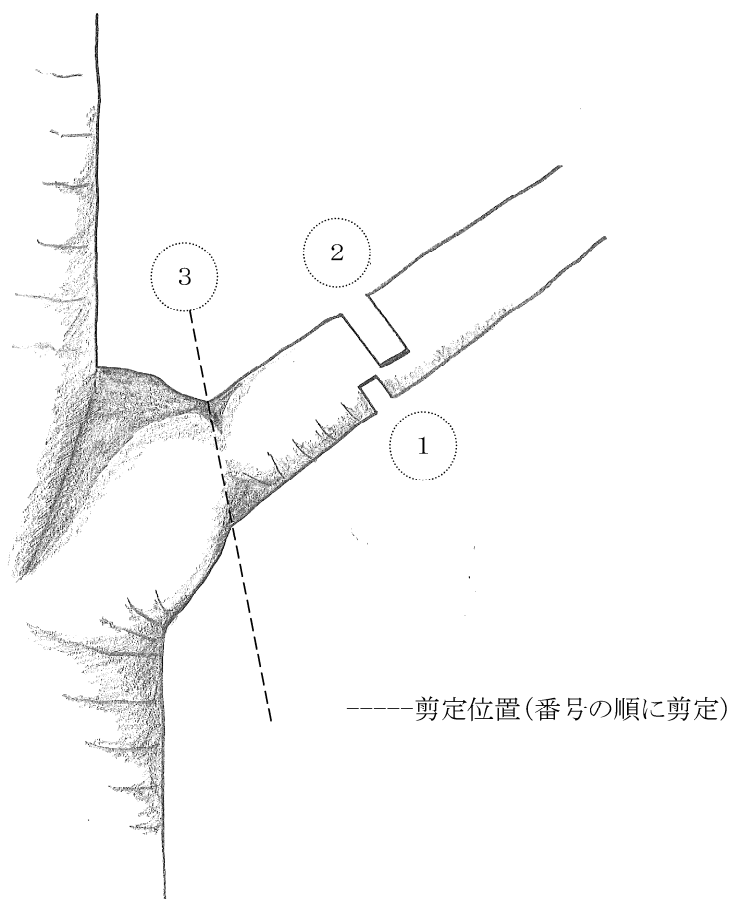
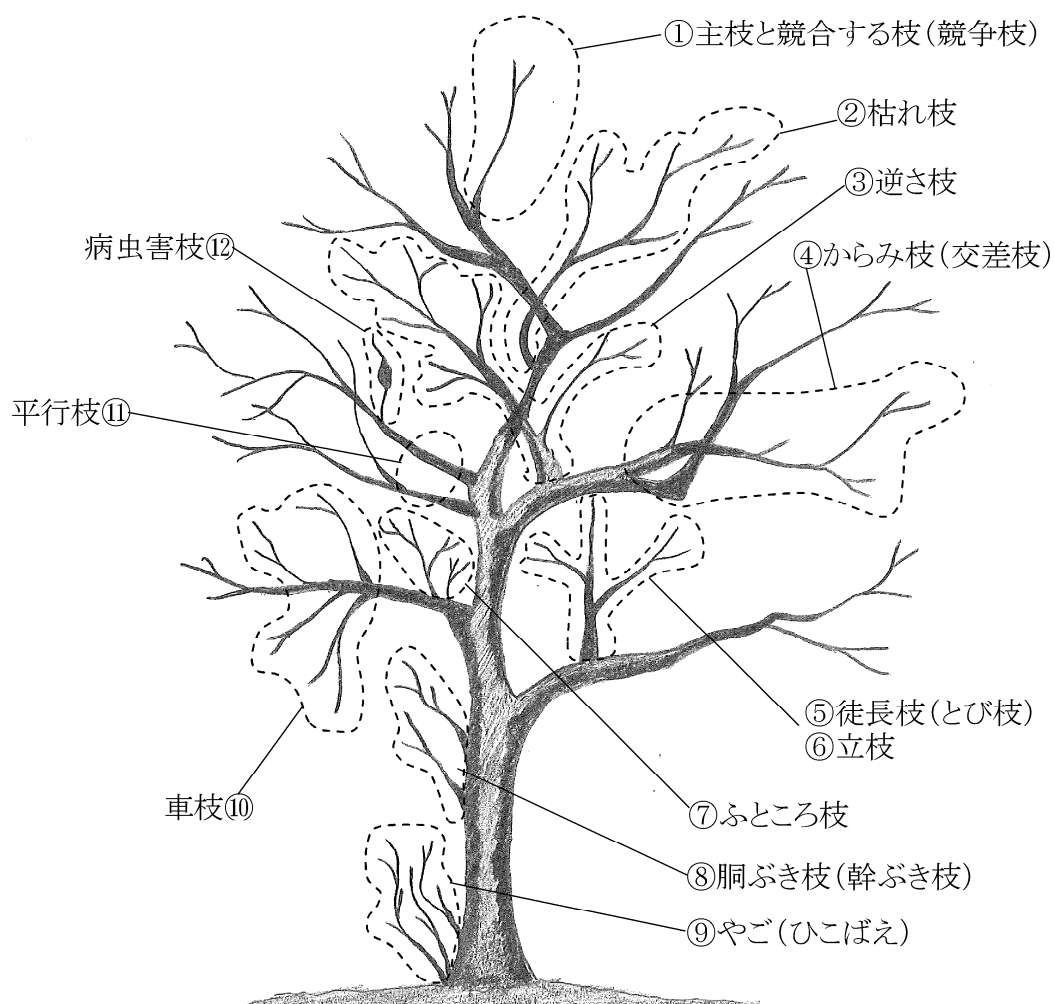


図3 剪定すべき枝



- ① 主枝と競合する枝（競争枝）：主幹の軸となる主枝より高く長く伸びた枝
- ② 枯れ枝：枯死した枝
- ③ 逆さ枝：枝の下や内側に向かって伸びる枝
- ④ からみ枝（交差枝）：他の枝に絡みついたような形になっている枝
- ⑤ 枝徒長枝（とび枝）：本年生枝、前年生枝の中で、他の普通の枝より異常に長く伸びる枝で、組織が軟弱なものが多い
- ⑥ 立枝：幹に平行して上方に立ち上がっている枝
- ⑦ ふところ枝：副主枝よりも内側にある弱小な枝
- ⑧ 胴ぶき枝（幹ぶき枝）：幹から直接発生した小枝
- ⑨ やご（ひこばえ）：根元付近から発生する小枝
- ⑩ 車枝：切除された場所から放射状に複数出ている同年枝
- ⑪ 平行枝：同じ方向に伸びる上下に平行した枝
- ⑫ 病虫害枝：病虫害に侵された枝

第4章 病虫害防除

第32条（目的）

病虫害の発生は、樹木の健全な生育を妨げ、植栽の持つ機能の低下をもたらすほか、道路利用者や周辺住民などに対し不快感や虫刺されなどの被害を与える。また、場合によっては、沿道の庭木や農作物などにも被害が波及する恐れがある。このため、病虫害を早期に発見し、発生を認めたら速やかに防除することを目的とする。

第33条（巡回(徒歩)剪除）

- 1 病虫害の発生前後に徒歩により巡回する。
- 2 枝葉の陰になっているものなどがあるので、目視を十分に行う。
- 3 病虫害の発生が認められた場合は、剪定防除を行うとともに、監督員に速やかに連絡する。また、チャドクガのぬけ殻等、かぶれるおそれのあるものも同様とする。

第34条（剪定防除）

- 1 病虫害の発生枝をすべて剪除する。
- 2 枝葉に付いている害虫が落下しないように注意深く切り取る。落下してしまった場合は清掃する。
- 3 剪除した枝及び害虫は速やかに処分する。

第35条（薬剤散布等）

- 1 農薬使用にあたっては、農薬取締法その他関係法令、及び農林水産省・環境省の「住宅地等における農薬使用について」を遵守する。
- 2 使用する農薬は、農薬取締法に基づいて登録された、当該防除対象の樹木などに適用のあるものを用い、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）、使用上の注意事項を守って使用する。
- 3 事前に周辺住民などに対して、以下の項目について十分な周知を行う。
 - （1）農薬使用の目的
 - （2）散布日時（気象条件が合わない場合の代替日。）
 - （3）使用農薬の種類（農薬名、希釈倍率）
 - （4）散布方法
 - （5）注意事項
 - （6）受託者及び委託者の連絡先
- 4 特に農薬散布区域の近隣に学校、幼稚園、保育園、通学路などがある場合には、当該学校等を通じて子供の保護者などへの周知を図るとともに、散布の時間帯に最大限配慮する（通学・通園時間帯や屋外活動時等は散布しない）。
- 5 使用する農薬の種類、実施日、時刻、周知方法などについては、監督員と調整の上、決定する。

- 6 散布する際は、立て看板やロープ等により立ち入りの制限をしたり、必要に応じて見張りを立てること等により、散布区域内に歩行者などが入らないように最大限の配慮を行う。また、散布区域及び周辺の車両、家屋、ペットなどに農薬がかからないように十分注意するとともに、必要により養生する。
- 7 散布の際には、農薬の飛散を抑制するノズルを使用し、風向きやノズルの向きに注意して、病虫害の発生部位等の必要な部分のみに散布し、農薬の飛散防止に最大限配慮する。
- 8 農薬の調合又は散布を行うときは、ゴム手袋、農薬用マスク、保護眼鏡等の防護具を着用し、かつ、農薬の取扱いを慎重に行う。
- 9 降雨、風の強い日は散布を中止する。
- 10 落下した枝葉、害虫は清掃する。
- 11 散布後は、現地に散布した旨を表示するとともに、必要に応じて周囲にロープを張るなどによりしばらくの間立ち入りを制限する。
- 12 使用機器及び薬品の保管については、事前及び事後を通じ十分注意し、作業終了後は法令に従い処理する
- 13 空き瓶、残液の処理についても法令に従い処理する
- 14 記録写真に、農薬の使用量及び空き瓶・残液の処理方法が確認できるように撮影する。
- 15 作業後、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称及び単位面積あたりの使用量又は希釈倍数などについて、記録簿を作成し3年間保管するとともに、記録簿の写しを監督員に提出する。

第5章 施肥

第36条（目的）

樹木の施肥は、樹木の美観の保持、抵抗力の促進、開花、結実などを目的とする。

第37条（高・中木施肥）

施行方法は、つぼ肥とし、樹冠先端付近の地面に直径30cm、深さ20cmの施肥穴を等間隔で掘り、肥料投入後埋め戻しをする。樹木の大きさによる施肥量及び施肥穴数は、下記の表を標準とする。

（1本あたり）

幹 周	30cm 以下	31～60cm	61～90cm	91～120cm	121cm 以上
固形肥料(kg)	0.30	0.45	0.60	0.75	0.90
施肥穴数(箇所)	4	6	8	10	12

※ 施肥量はN：P：K＝6：4：3（豆炭状）の場合である。他の肥料を使用する場合については、協議する。

第38条（中・低木施肥）

施行方法は、独立して植栽された株物の場合は地中に混ぜ、植つぶしの場合は地表散布とする。各々の施肥量は、下記の表を標準とする。

（1株又は1㎡あたり）

種 別	株 物	植つぶし
固形肥料(kg)	0.05	0.10

※ 施肥量はN：P：K＝6：4：3（粒状）の場合である。他の肥料を使用する場合については、協議する。

第6章 清掃

第39条（目的）

清掃は、植栽地等の美化を目的とする。

第40条（清掃）

- 1 取り残しがないように、きれいにかき集める。
- 2 植込内などを清掃する際には、樹木を傷つけないように注意する。
- 3 空き缶、ペットボトル、ビニール、木石竹等の廃棄物・ゴミなどを除去する。

第7章 灌水

第41条（目的）

土壌量の少ない植栽地及び保水力に乏しい土壌からなる植栽地では、数年毎に訪れる渇水により萎れや枯損を生じる恐れがある。また、植栽直後の樹木では、根系の水分吸収能力が弱い。このため、灌水を行い、常に十分な土壌水分の確保を図ることを目的とする。

第42条（方法）

- 1 水が外に流出しないように数回に分けて、なるべく深土まで灌水効果が及ぶように行う。
- 2 朝か夕方に連続して行う。
- 3 撒水車などからホースにより移動しながら灌水する。

第8章 芝生管理

第43条（目的）

芝生管理は、芝生の美観の維持や、健全な生育を目的とする。

第44条（人力抜根除草）

- 1 除草フォークなどを用いて根より抜き取る。
- 2 芝生を傷めないように、丁寧に抜き取る。
- 3 刈り込み作業に先立ち行う。

第45条（刈り込み）

- 1 刈り込み前に、小石、ゴミなどを取り除く。
- 2 ローンモアなどで均一に刈り込み、剪除した茎葉は速やかに処分する。
- 3 樹木の根際、構造物周りなどについては、手刈りとする。

第46条（目土かけ）

- 1 目土はトンボなどを用いて、むらなく均一にすり込む。
- 2 凹凸箇所は、目土を均一に敷均し、地表面を平坦に仕上げる。
- 3 肥料を使用する場合は、客土と肥料をむらのないようによく混合する。

第47条（施肥）

- 1 むらのないように均一に散布する。
- 2 固形肥料を施す場合は、降雨直後などで葉面のぬれている時は行わない。

第48条（灌水）

- 1 水が十分に根に浸透するように、均一にまく。
- 2 灌水時刻は、夏季には日中を避け、朝又は夕方に行い、冬季には日中に行う。